

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年1月29日(2015.1.29)

【公表番号】特表2014-533689(P2014-533689A)

【公表日】平成26年12月15日(2014.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-069

【出願番号】特願2014-542296(P2014-542296)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/198 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/198

A 6 1 P 3/10

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月26日(2014.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

糖尿病を治療するための組成物であって、

該組成物はL-グルタミン、L-グルタミン塩またはL-グルタミン誘導体を含み、

糖尿病の人に、前記L-グルタミン、L-グルタミン塩またはL-グルタミン誘導体を、1日に0.05g/体重kg~10.0g/体重kg経口摂取させる、組成物。

【請求項2】

前記組成物がL-グルタミンを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記組成物が水溶液の一部として経口摂取される、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記組成物が少なくとも1ヶ月間にわたって経口摂取される、請求項1~3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

前記糖尿病の人は、前記方法開始前に測定されたHbA1C値が6.5%以上であり、かつ前記組成物を少なくとも1ヶ月間にわたって経口摂取した後に測定されたHbA1C値が6.4%以下となる、請求項1~4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

前記組成物を少なくとも1ヶ月間にわたって経口摂取した後に測定されたHbA1C値が6.3%以下となる、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

高トリグリセリド血症を治療するための組成物であって、

該組成物はL-グルタミン、L-グルタミン塩またはL-グルタミン誘導体を含み、

高トリグリセリド血症の人に、前記L-グルタミン、L-グルタミン塩またはL-グルタミン誘導体を、1日に0.05g/体重kg~10.0g/体重kg経口摂取させる、組成物。

【請求項8】

前記組成物がL-グルタミンを含む、請求項7に記載の組成物。

【請求項 9】

前記組成物が水溶液の一部として経口摂取される、請求項7 または 8に記載の組成物。

【請求項 10】

前記組成物が少なくとも1ヶ月間にわたって経口摂取される、請求項7 ~ 9 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 11】

前記高トリグリセリド血症の人は、前記方法開始前に測定された血中トリグリセリド値が 200 mg/dL 以上であり、かつ前記組成物を少なくとも1ヶ月間にわたって経口摂取した後に測定された血中トリグリセリド値が 190 mg/dL 以下となる、請求項7 ~ 10 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 12】

前記組成物を少なくとも1ヶ月間にわたって経口摂取した後に測定された血中トリグリセリド値が $6.3\% \quad 170\text{ mg/dL}$ 以下となる、請求項11に記載の組成物。